

遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領

全部改正	平成21年3月17日	告示第 33号
一部改正	平成21年7月10日	告示第 131号
一部改正	平成22年4月7日	告示第 101号
一部改正	平成24年3月29日	告示第 58号
一部改正	平成26年1月20日	告示第 2号
一部改正	平成27年3月24日	告示第 51号
一部改正	平成28年3月30日	告示第 83号
一部改正	平成30年3月30日	告示第 56号

(趣旨)

第1条 この告示は、市営建設工事（遠野市営建設工事入札参加資格者要綱（平成20年遠野市告示第132号。以下「市営建設工事告示」という。）第2条に規定する市営建設工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（市営建設工事告示第5条第1項の規定により市営建設工事入札参加資格者名簿に登載された者。以下「入札参加資格者」という。）に対する指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「指名停止」とは、別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一定の期間、市が発注する工事請負契約、業務委託契約、物品供給契約、賃貸借契約等に係る一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により、当該入札参加資格者に対して指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行おうとするときは、あらかじめ、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会規程（平成17年遠野市訓令第41号）に規定する市営建設工事等契約予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、指名停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対し、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体に対して指名停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員に対し、当該共同企業体の指名停止の期間内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。ただし、市長が明らかに当該指名停止

について責を負わないと認めた構成員にあっては、この限りでない。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体に対し、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 入札参加資格者が一の事案により別表各号に規定する措置要件の2以上に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって当該入札参加資格者の指名停止の期間とする。

- 2 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

- (1) 同一の入札参加資格者が、別表各号の措置要件による指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 同一の入札参加資格者が、同時期に別表各号の措置要件に複数該当することとなったとき。

- (3) 同一の入札参加資格者が、指名停止の期間中に別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

- 3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき事由があるため別表各号に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があると認めるときは、当該入札参加資格者の指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを超えて短縮することができる。

- 4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたため別表各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があると認めるときは、当該入札参加資格者の指名停止の期間を当該期間の2倍にまで延長することができる。

- 5 市長は、前2項の規定による期間を定めようとするときは、あらかじめ、選定委員会の意見を聴くものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格者の指名停止の期間を加重することができる。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号の規定に該当したとき。

- (2) 別表第2第2号又は第3号の規定に該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競争等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競争等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 別表第2第2号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があったとき。
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号の規定に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
 - (5) 市又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
 - (6) 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反した場合で、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が行われ、独占禁止法違反に該当すると判断された入札参加資格者であって、当該審決に至る経緯、内容等から指名停止の期間を加重することが適当であると認められるとき。
- 2 市長は、指名停止期間が満了した入札参加資格者について、別表第2第2号の規定に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
 - 3 市長は、入札参加資格者が独占禁止法違反等の不正行為により別表第2第2号の規定に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該入札参加資格者の指名停止の期間を短縮することができる。
 - 4 市長は、前2項の規定による期間を定めようとするときは、あらかじめ、選定委員会の意見を聴くものとする。

（指名停止期間の変更）

第7条 市長は、指名停止の期間中における入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表各号に定める適用基準の期間及び第5条各項に定める期間の範囲内で、選定委員会の意見を聴いて、当該入札参加資格者の指名停止の期間を変更することができる。

- 2 市長は、指名停止の期間中における入札参加資格者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該入札参加資格者の指名停止を解除するものとする。

（指名停止期間の承継）

第8条 市長は、指名停止の期間中における入札参加資格者について、合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により当該入札参加資格者の業務を承継した入札参加資格者がいることが明らかになった場合において、次の各号に掲げる場合の区分に該当するときは、当該業務を承継した入札参加資格者にその指名停止に係る期間を承継させるものとする。

- (1) 指名停止の期間中の入札参加資格者が消滅する会社合併（新設合併を含む。）である場合であって、次のいずれかに該当するときは、当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。
- ア 承継した入札参加資格者の役員の半数以上が、消滅する入札参加資格者の役員を兼ねているとき、又は合併と同時に兼ねることとなるとき。
 - イ 消滅する入札参加資格者の役員又は役員であった者が、承継した入札参加資格者の株式の過半数を保有するとき。
 - ウ 消滅する入札参加資格者と承継した入札参加資格者とが、親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるとき、又は親会社を同じくする子会社同士の関係にあるとき。
 - エ アからウまでのいずれにも該当しない場合で、合併比率が1対1以上であるとき。
- (2) 指名停止の期間中の入札参加資格者が会社分割を行ったとき。
- (3) 指名停止の期間中の入札参加資格者から当該指名停止に係る営業又は事業の一部譲渡を受けたとき。

（指名停止等の通報）

第9条 部長等（遠野市財務規則（平成17年遠野市規則第61号）第2条第4号に規定する部長等及び水道事務所長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関し、入札参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたとき、第13条の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき、又は第7条各項のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、指名停止等事由通報書（様式第1号）により **経営企画担当部長** に通報するものとする。

（指名停止の通知等）

第10条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第7条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し、遅滞なく、それぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するとともに、当該入札参加資格者の氏名等を公表するものとする。

2 **経営企画担当部長** は、前項の規定により市長が指名停止等の通知をしたときは、指名停止連絡書（様式第5号）により関係する部長等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市営建設工事に関するものであるときは、必要に応じ、改善措置の指示及びその結果の報告を求めるものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第12条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市営建設工事の全部若しくは一部を下

請し、若しくは受託し、又は当該市営建設工事に係る連帯保証人（遠野市財務規則第121条第8号に規定する連帯保証人をいう。）となることを承認しないものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第13条 市長は、入札参加資格者に指名停止に至らない事由がある場合において必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

（建設関連業務の委託契約等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に対する指名停止）

第14条 建設関連業務の委託契約及び物品の買入れ等の契約並びに建設関連業務以外の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に対する指名停止については、市営建設工事例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 入札参加資格者がこの告示による改正前の遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（以下「改正前の措置要領」という。）別表第2に規定する措置要件に該当する場合であつて、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該措置要件に該当することとなったときの措置基準の適用については、なお従前の例による。

3 改正前の措置要領別表第2号のいずれかの規定に基づき施行日前に行われた指名停止等の措置に係る改正前の措置要領第3条に規定する措置基準及び第5条及び第6条に規定する指名停止の特例の適用については、なお従前の例による。

4 この告示の施行の際現に指名停止の期間中である入札参加資格者について、施行日以後の組織変更により当該入札参加資格者の業務を承継した入札参加資格者があつたときは、この告示による改正後の遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領の規定（以下「改正後の措置要領」という。）を適用する。

5 施行日前の違法行為等に係る施行日以後の行政指導、行政処分等に基づき指名停止を受けた入札参加資格者について、当該指名停止を受けた日以前の組織変更により当該入札参加資格者の業務を承継した入札参加資格者があつたときは、改正後の措置要領の規定を適用する。

附 則（平成21年7月10日遠野市告示第131号）

この告示は、平成21年7月10日から施行する。

附 則（平成22年4月7日遠野市告示第101号）

この告示は、平成22年4月7日から施行する。

附 則（平成24年3月29日遠野市告示第58号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月20日遠野市告示第2号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年1月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（以下「改正後の措置要領」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた事実に係るものについて適用し、同日前に生じた事実に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領の規定により指名停止の措置を受けている者は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後の組織変更により当該指名停止の措置を受けている者の業務を承継した入札参加資格者があることが明らかになった場合の指名停止期間の継承については、改正後の措置要領の定めるところによる。

附 則（平成27年3月24日遠野市告示第51号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年3月24日から施行し、この告示による改正後の遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（以下「改正後の措置要領」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の措置要領の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた事実に係るものについて適用し、同日前に生じた事実に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領の規定により指名停止の措置を受けている者は、なお従前の例による。ただし、施行日以後の組織変更により当該指名停止の措置を受けている者の業務を承継した入札参加資格者があることが明らかになった場合の指名停止期間の継承については、改正後の措置要領の定めるところによる。

附 則（平成28年3月30日遠野市告示第83号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年3月30日から施行し、この告示による改正後の遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（以下「改正後の措置要領」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の措置要領の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた事実に係るものについて適用し、同日前に生じた事実に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領の規定により指名停止の措置を受けている者は、なお従前の例による。ただし、施行日以後の組織変更により当該指名停止の措置を受けている者の業務を承継した入札参加資格者があることが明らかになった場合の指名停止期間の継承については、改正後の措置要領の定めるところによる。

附則（平成30年3月30日遠野市告示第 号）
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条、第9条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	指名停止の期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市営建設工事の請負契約において、一般競争入札及び指名競争入札に係る競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	(1) 工事施工着手前に請負者から虚偽の記載について報告があった場合など、請負者の瑕疵が認められるとき。	1月
	(2) 工事施工着手前に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、請負者の瑕疵が大きいと認められるとき。	2月
	(3) 工事施工着手後に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、請負者の瑕疵が特に大きいと認められるとき。	3月
	(4) 工事施工着手前に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められる場合など、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。	4月
	(5) 工事施工着手後に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められる場合など、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。	5月
	(6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに故意性が認められる事実があるとき。	6月
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市営建設工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。	2月
	(2) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明し、市への報告が遅れるなど、請負者の施工管理上の瑕疵が認められるとき。	3月
	(3) 工事施工中に市により粗雑工事が指摘されるなど、請負者の施工管理上の瑕疵が大きいと認められるとき。	4月
	(4) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の瑕疵が特に大きいと認められるとき。	5月
	(5) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	6月
<p>3 2に掲げる工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。	1月
	(2) 工事完成後の工事検査等により粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の瑕疵が特に大きいと認められるとき。	2月
	(3) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	3月
<p>(契約違反)</p> <p>4 2に掲げる場合のほか、市営建設工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	(1) 契約条項の違反が判明するなど、措置要件に該当するとき。	2月
	(2) 正当な理由がなく完成工期が遅れるなど、当該契約違反の工事への影響が重大と認められるとき。	3月
	(3) 一括下請を行った場合、工事施工に必要な報告を怠った場合など、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。	4月

<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 市営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	(1) 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。	1月
	(2) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。	2月
	(3) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。	3月
	(4) 安全管理上問題があり2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。	4月
	(5) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は3名の重傷者若しくは4名の軽傷者を生じさせたとき。	5月
	(6) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは5名以上の軽傷者を生じさせたとき。	6月
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせた場合又は重大な公衆物損事故を生じさせた場合など、措置要件に該当するとき。	1月
	(2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。	2月
	(3) 安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは3名以上の軽傷者を生じさせたとき。	3月
<p>(工事関係者事故)</p> <p>7 市営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。	1月
	(2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。	2月
	(3) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者若しくは4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。	3月
	(4) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは6名以上の軽傷者を生じさせたとき。	4月
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	(1) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。	1月
	(2) 安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは4名以上の軽傷者を生じさせたとき。	2月

注1 一般工事は原則として市の区域内における工事とするが、市の区域外における工事であっても、事故等が特に重大であると認められるときは、措置の対象とする。

2 指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日からとする。

別表第2（第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第9条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	指名停止の期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑法第198条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合等において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する事実が判明したとき。</p> <p>ア 排除措置命令 イ 課徴金納付命令 ウ 刑事告発 エ 入札参加資格者である法人の代表者、入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	<p>12月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 遠野市の区域内</p> <p>ア 指示処分を受けたとき。 1月 イ 営業停止処分又は市営建設工事にし指示処分を受けたとき。 2月 ウ 市営建設工事にし営業停止処分を受けたとき。 3月 エ 一般役員等又は使用人が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 4月 オ 代表役員等が逮捕された場合、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業にし逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 5月 カ 代表役員等が公共機関発注の事業にし逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 6月 キ 一般役員等又は使用人が市営建設工事にし逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 8月 ク 代表役員等が市営建設工事にし逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。 9月</p>	
	<p>(2) 遠野市の区域外</p> <p>ア 営業停止処分を受けたとき。 1月</p>	<p>1月</p>

	<p>イ 一般役員等又は使用人が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 代表役員等が逮捕された場合、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>カ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p>	<p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>7月</p> <p>8月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 遠野市の区域内</p> <p>ア 業務に関し虚偽の説明又は報告をするなど、信頼関係を損なう行為があったと認められるとき。</p> <p>イ 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>ウ 一般役員等又は使用人が逮捕されるなど、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等が逮捕されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>カ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>キ 一般役員等又は使用人が市営建設工事に関し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>ク 代表役員等が市営建設工事に関し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p> <p>(2) 遠野市の区域外</p> <p>ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 一般役員等又は使用人が逮捕されるなど、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 代表役員等が逮捕されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>カ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>5月</p> <p>7月</p> <p>8月</p>

6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 遠野市の区域内 ア 業務全般に関する法令違反により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。 イ 公共機関発注の事業に関し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。 ウ 公共機関発注の事業に関し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。 エ ウに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	4月 6月 8月 9月
	(2) 遠野市の区域外 ア 業務全般に関する法令違反により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。 イ 公共機関発注の事業に関し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。 ウ 公共機関発注の事業に関し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。 エ 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表役員等が公共機関発注の事業に関し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。 オ エに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	2月 4月 6月 8月 9月

注1 入札参加資格者の「役員」又は「使用人」が贈賄等の容疑で逮捕又は公訴の提起をされた場合において、元役員又は元使用人であっても、当該容疑の行為が在任期間中のものであれば、現役員又は現使用人と同様の措置の取扱いとする。

2 指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日又は逮捕若しくは公訴の提起を知った日からとする。

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条、第9条関係）

契約の履行等に関する措置基準

措置要件	適用基準	指名停止の期間
1 市営建設工事の請負契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。	市営建設工事の競争入札において、落札した者が当該市営建設工事の請負契約を正当な理由がなく締結しなかったとき。	12月
（経営状況の一時的悪化） 2 銀行取引停止措置を受けたなど、経営状況が一時的に悪化し、市営建設工事の請負契約の相手方として不相当と認められるとき。	入札参加資格者が小切手又は手形の決済ができず不渡りを出すなどして、銀行等から取引停止を受けるなど、経営状況が一時的に悪化したとき。	経営状態が正常になったと認められる日まで

注 指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日からとする。

様式第1号（第9条関係）

第 号
年 月 日

経営企画担当部長 様

職氏名

指名停止等事由通報書

遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領第9条の規定により、次のとおり通報します。

入 札 参 加 資 格 者	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
指名停止等事由の発生 日時	年 月 日 時 分	
指名停止等事由の発生 場所		
内容及び考えられる措 置基準		

第 号
年 月 日

様

遠野市長



指名停止通知書

このたび、貴 様が（の） ① ことは、誠に遺憾です。
したがって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。
今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

②

記

1 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 指名停止の理由

③

注1 ①には、措置要件に該当する事実を簡潔に記載する。

2 ②には、遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領第10条第3項の規定の適用がある場合に「なお、今後の改善措置の詳細について 年 月 日までに報告してください。」を加える。

3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、発生場所及び概要を記載する。

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長



指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で貴 の指名停止を行った旨を通知
しましたが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 変更前の指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 変更後の指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 変更の理由

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長



指名停止解除通知書

年 月 日付け 第 号で貴 の指名停止を行った旨を通知
しましたが、このたび、下記のとおり当該指名停止を解除したので通知します。

記

指名停止解除の理由

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

部長等 様

経営企画担当部長

指名停止連絡書

次の入札参加資格者について、指名停止することとしたので連絡します。

記

1 指名停止する入札参加資格者

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名

2 指名停止の理由

3 指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで